

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日起休日に當
たるときは、そ
の翌日

鳥取県警察職員頭彰条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

目次

鳥取縣規則第十五号

鳥取県知事 西尾邑次

規則 鳥取県警察職員顕彰条例施行規則の一部を改正する規則（警務課）

◇**公安規則**
刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第一項の規定に基づく司法

警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則（ク）

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（タ）

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する

規則
(地域課)

◆議会規則
鳥取県議会事務局の組織等に関する規則を廃止する規則
(総務課)

鳥取県議会事務局組織規程

鳥取県議会議員記章規程の一部改正

卷之三

月外秋并和。一苦口正

公安局員會規則

附 則

鳥取県警察職員顕彰条例施行規則（昭和四十一年十一月鳥取県規則第五十六号）の一

第四条第二項中「人事課長、職員厚生課長」を「職員課長」に、「刑事部長、防犯部長、警備部長及び交通部長」を「生活安全部長、刑事部長、交通部長及び警備部長」に改める。

第四条第三項中「人事課長、職員厚生課長」を「職員課長」に、「刑事部長、防犯部長、警備部長及び交通部長」を「生活安全部長、刑事部長、交通部長及び警備部長」に改める。

刑事訴訟法第百八十九条及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県公安委員会規則第一号

刑事訴訟法第百八十九条及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第百八十九条及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「刑事部、防犯部、警備部及び交通部」を「生活安全部、刑事部、交通部及び警備部」に改める。

附 則
この規則は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 松 本

憲

鳥取県公安委員会規則第二号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第六条の四の次に次の四条を加える。

（生活安全部の分課）

鳥取県公安委員会委員長 松 本 憲

第六条の五 生活安全部に、次の二課を置く。

生活企画課

地域課

（生活企画課の所掌事務）

第六条の六 生活企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 生活安全警察の運営に関する調査及び企画に関すること。

二 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事務一般に関すること。

三 犯罪の予防に関すること。

四 酗酒者、家出し、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関する事務。

五 酗酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和三十六年法律第一百三号）の施行に関する事務。

六 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の施行に関する事務。

七 風俗関係事犯の取締りに関する事務。

八 売春関係事犯の取締りに関する事務。

九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第一百二十号）の施行に関する事務。

十 犯罪統計に関する事務。

十一 少年非行の防止に関する調査及び企画に関する事務。

十二 少年指導委員に関する事務。

十三 少年の補導に関する事務。

十四 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関する事務。

十五 未成年者喫煙禁止法（明治三十三年法律第三十三号）及び未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の規定による未成年者の喫煙及び飲酒の取締りに関する事務。

十六 前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しないこと。

(生活保安課の所掌事務)

第六条の七 生活保安課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の施行に関すること。

二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の施行に関すること。

三 危険物関係事犯の取締りに関すること。

四 麻薬関係事犯の取締りに関すること。

五 覚せい剤関係事犯の取締りに関すること。

六 公害関係事犯の取締りに関すること。

七 保健衛生関係事犯の取締りに関すること。

八 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）及び金属屑業条例（昭和二十七年七月鳥取県条例第三十一号）の施行に関すること。

九 経済関係事犯の取締りに関すること。

十 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない法令違反の取締りに関すること。

(地域課)

第六条の八 地域課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 地域警察に関すること。

二 水上警察に関すること。

三 警ら用無線自動車の運用に関すること。

四 警察用船舶の運用に関すること。

五 警察用航空機の運用に関すること。

六 鉄道警察に関すること。

七 雜踏警備に関すること。

八 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故防止に関すること。

九 警察通信に関すること。

第九条から第十二条の二までを削り、第十二条の三を第九条とし、第十四条を第十条とし、第十四条の二を第十二条とし、第十四条の三を第十二条とし、第十四条の四を第十三条とし、第十四条の五を第十四条とし、同条の次に次の四条を加える。

とし、第十四条の二を第十二条とし、第十四条の三を第十二条とし、第十四条の四を第十三条とし、第十四条の五を第十四条とし、同条の次に次の四条を加える。

(警備部の分課)

第十四条の二 警備部に次の二課及び機動隊を置く。

警備第一課

警備第二課

(警備第一課の所掌事務)

第十四条の三 警備第一課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 警備警察の運営に関する調査及び企画に関すること。

二 警備情報の収集、整理その他警備情報に関すること（警備第一課の所掌に属するものを除く。）。

三 次に掲げる犯罪の捜査に関すること。

イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第二章及び第三章に規定する犯罪

ロ 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）に規定する犯罪

ハ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑

事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）第六条及び第七条に規定する犯罪

ニ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）に規定する犯罪

ホ 外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する犯罪

ヘ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に規定する犯罪

四 前各号に掲げるもののほか、部内の他課及び機動隊の所掌に属しないこと。

(警備第二課の所掌事務)

第十四条の四 警備第二課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

二 警備方針及びその実施に関すること（地域課の所掌に属するものを除く。）。

平成7年3月28日 火曜日

鳥取県公報

- 三 警衛及び警護に関すること。
- 四 災害情報の収集に関すること。
- 五 防災機関との協力援助に関すること。
- 六 極端な国家主義的な主張に基づく暴力主義的活動に関する警備情報の収集整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。
- 七 警備犯罪の捜査に関する事務（警備第一課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 非常招集に関する事務。
- 九 管区機動隊及び第一機動隊に関する事務。
- （機動隊の所掌事務）
- 第十四条の五 機動隊においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
- 一 治安警備、災害警備及び雑踏警備事案の実施活動に関する事務。
 - 二 部隊活動による集団警ら、各種一斉取締り等の実施活動に関する事務。
 - 第三十条の二を次のように改める。
- （警察本部庁舎建設準備室）
- 第二十条の二 会計課に、警察本部庁舎建設準備室を附置する。
- 2 警察本部庁舎建設準備室の位置は、鳥取市とする。
- 3 警察本部庁舎建設準備室に、室長を置き、警視の階級にある警察官又は事務吏員若しくは技術吏員をもつて充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、警察本部庁舎建設準備室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
- 第二十条の三第一項中「防犯少年課」を「生活安全企画課」に改める。
- 第二十一条の次に次の二条を加える。
- （暴力団対策室）
- 第二十二条の二 捜査第二課に、暴力団対策室を附置する。
- 2 暴力団対策室の位置は、鳥取市とする。
- 3 暴力団対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもつて充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、暴力団対策室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督す

る。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 勲

鳥取県公安委員会規則第三号

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「派出所、駐在所及び警備派出所」を「交番その他の派出所及び駐在所」に改める。

第二条第一項中「派出所、駐在所及び警備派出所」を「交番その他の派出所及び駐在所」に改め、同条第二項中「派出所、駐在所及び警備派出所」を「交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区等」に改め、同条第三項を削る。

別表表以外の部分中「派出所及び駐在所の名称、位置及び受持区域」を削り、同表中

「署の名称
の名称
派出所及び駐在所
の位置
派出所及び駐在所
の受持区域
」を
「
警
」

「署の名称
の名称
派出所及び駐在所
の位置
派出所及び駐在所
の受持区域
」を
「
警
」

鳥取県、鳥取警察署の項中「吉方警察官派出所」を「吉方交番」に、

立川警察官派出

を「若桜橋交番」に、「鳥取駅警察官派出所」を「鳥取駅交番」に、「湯所警察官派出所」

雲山警察官派出

を「湯所交番」に、「湖山町警察官派出所」を「湖山町交番」に、

鳥取市緑町警察官駐在所

鳥取市雲山

立川町一丁目、立川町二丁目、立川町三丁目、
立川町四丁目、立川町五丁目、卯垣一丁目、卯
垣二丁目、卯垣五丁目、滝山、百谷、小西谷

を

雲

鳥取市立川町五丁目	鳥取市立川町五丁目
鳥取市立川町五丁目	立川町一丁目、立川町二丁目、立川町三丁目、 立川町四丁目、立川町五丁目、卯垣一丁目、卯 垣二丁目、卯垣五丁目、滝山、百谷、小西谷

立川交番

鳥取市立川町五丁目

鳥取市立川町五丁目

鳥取市立川町六丁目

鳥取市立川町六丁目

鳥取市立川町七丁目

を

鳥

川町三丁目、
卯垣二丁目、
丁目、滝山、

に、「大榎警察官派出所」を「大榎交番」に、「若桜橋警察官派出所」

川町六丁目、 卯垣二丁目、 丁目、滝山、	立川交番
立川町一丁目、立川町二丁目、立川町三丁目、 立川町四丁目、立川町五丁目、卯垣一丁目、卯 垣二丁目、卯垣五丁目、滝山、百谷、小西谷	鳥取市立川町五丁目
立川町一丁目、立川町二丁目、立 立川町四丁目、立川町五丁目、立 立川町七丁目、卯垣、卯垣二丁目、 卯垣三丁目、卯垣四丁目、卯垣五	鳥取市立川町五丁目
百谷、小西谷、岩倉	鳥取市立川町六丁目

取空港警備派出所

鳥取市湖山町西四丁目

鳥取空港の区域

山交番

鳥取市雲山

鳥取市雲山

鳥

鳥取市立川町五丁目	鳥取市立川町五丁目
鳥取市立川町五丁目	立川町一丁目、立川町二丁目、立川町三丁目、 立川町四丁目、立川町五丁目、卯垣一丁目、卯 垣二丁目、卯垣五丁目、滝山、百谷、小西谷

鳥取市立川町五丁目	鳥取市立川町五丁目
鳥取市立川町五丁目	立川町一丁目、立川町二丁目、立川町三丁目、 立川町四丁目、立川町五丁目、卯垣一丁目、卯 垣二丁目、卯垣五丁目、滝山、百谷、小西谷

鳥取市立川町五丁目	鳥取市立川町五丁目
鳥取市立川町五丁目	立川町一丁目、立川町二丁目、立川町三丁目、 立川町四丁目、立川町五丁目、卯垣一丁目、卯 垣二丁目、卯垣五丁目、滝山、百谷、小西谷

目、東今
西大路、

に、

鳥取市桂木警察官駐在所

鳥取市桂木

鳥取市のうち

丁目、若葉台南五丁目、若葉台南六丁目、若葉
台南七丁目、若葉台北六丁目谷、若葉台南
南三丁目、若
葉台南七丁
取、津ノ井、

鳥取市桂木警察官駐在所

鳥取市桂木

生山、海藏寺、船木、広岡、紙子
一丁目、若葉台南二丁目、若葉台
葉台南五丁目、若葉台南六丁目、
目、若葉台北六丁目、弥宜谷、香
南栄町

を

鳥取市若葉台警察官駐在所

鳥取市若葉台

鳥取市のうち
杉崎、桂木、
生山、海藏寺、船木、広岡、紙子
谷、弥宜谷、香取、津ノ井、南栄町鳥取市のうち
若葉台南二丁目、若葉台南三
丁目、若葉台南五丁目、若葉台南六丁目、若葉
台南七丁目、若葉台北六丁目に改め、同表の鳥取県智頭警
察署の項中「倉吉駅前警

察署の項中

在所

用瀬町安蔵警察官駐在所

用瀬町大字宮原

を

用瀬町社警察官

駐在用瀬町大字宮原

に改め、同表の鳥取県倉吉警察署の項中「倉吉駅前警

察官派出所」を「倉吉駅前交番」に、「竹田橋警察官派出所」を「竹田橋交番」に、「打
吹警察官派出所」を「打吹交番」に、「西倉吉警察官派出所」を「西倉吉交番」に改め、
同表の鳥取県米子警察署の項中「駅前警察官派出所」を「米子駅前交番」に、「加茂町
警察官派出所」を「加茂町交番」に、「旗ヶ崎警察官派出所」を「旗ヶ崎交番」に、「角
盤町警察官派出所」を「角盤町交番」に、「東福原警察官派出所」を「東福原交番」に、
「両三柳警察官派出所」を「両三柳交番」に、「皆生警察官派出所」を「皆生交番」に、
「大山町大山寺警察官派出所」を「大山寺交番」に改め、同表の鳥取県境港警察署の項
中「昭和町警察官派出所」を「昭和町交番」に、「日ノ出町警察官派出所」を「日ノ出

町交番」に、

外江町警察官派出所

境港市外江町

境港市内のうち

蓮池町、浜ノ町、弥生
町、外江町

外江町交番

境港市外江町

境港市内のうち

蓮池町、浜ノ町、弥生
町、外江町町、米川町、芝町、清水
を

空港警備派出所

境港市佐斐神町

美保
町 蓮 境港

7 平成7年3月28日 火曜日

鳥取県公報

(号外) 第17号

鳥取県議会事務局の組織等に関する規則（昭和四十三年十一月鳥取県議会規則第一号）

鳥取県議会規則第一号
鳥取県議会事務局の組織等に関する規則を廃止する規則

は、廃止する。

市のうち

池町、浜ノ町、弥生町、米川町、芝町、清水

、外江町

飛行場の区域

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

に改める。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

県議会告示

鳥取県議会告示第一号

鳥取県議会事務局組織規程を次のように定める。

平成七年三月二十八日

鳥取県議会議長 長谷川 和夫

鳥取県議会事務局組織規程

(目的)

第一条 この規程は、鳥取県議会事務局（以下「事務局」という。）の組織に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 事務局に、次の表の上欄に掲げる課及び室（以下「課等」という。）を置き、その内部組織として同表下欄に掲げる係を置く。

課	内部組織
総務課	総務係、秘書係
議事課	
調査課	
図書室	

(各課等の分掌事務)

第三条 各課等においては、次の事務をつかさどる。

総務課

- 一 儀式及び典礼に関すること。
- 二 議員の身分及び功績に関すること。
- 三 職員の人事及び服務に関すること。
- 四 議員の福利厚生に関すること。
- 五 職員の研修及び福利厚生に関すること。
- 六 議長及び副議長の秘書に関すること。
- 七 公印の管守に関すること。
- 八 文書の収発、編さん及び保存に関すること。
- 九 議会に属する予算、決算及び経理に関すること。
- 十 議会に属する物品の出納及び保管に関すること。
- 十一 諸規程の制定又は改廃に関すること。
- 十二 議会議事堂の使用及び取締りに関すること。
- 十三 傍聴人の取締りに関すること。
- 十四 自動車の使用及び維持管理に関すること。
- 十五 議会の一般庶務に関すること。
- 十六 他の課等に属しない事務に関すること。

議事課

- 一 本会議に関すること。
- 二 議会運営委員会に関すること。
- 三 議員全員協議会に関すること。
- 四 議員の出欠席に関すること。
- 五 議案、請願、陳情その他会議に付する文書の取扱いに関すること。
- 六 議事日程の調整及び通告に関すること。
- 七 発言通告書等の取扱いに関すること。

- 八 議会の議決した事件の報告、通知等に関すること。
- 九 会議録その他会議記録の作成、報告及び配布に関すること。
- 十 議決原本その他議事に関する文書の調整及び整理編集に関すること。
- 十一 議会の広報、資料等刊行物の企画、編さん及び発行に関すること。

調査課

- 一 常任委員会及び特別委員会に関すること。
- 二 議案、請願、陳情その他会議に付する事項の調査研究及び立案に関すること。
- 三 議員の委嘱に係る調査研究に関すること。
- 四 法令その他国及び県の諸施策についての調査研究に関すること。
- 五 審査資料の収集及び配布に関すること。
- 六 条例、決議、意見書等の立案に関すること。
- 七 県行政に関する調査及び資料の提供に関すること。
- 八 その他調査研究に関すること。

図書室

- 一 図書、記録類の収集及び整理保管に関すること。
- 二 図書、記録類の閲覧及び貸出に関すること。
- 三 官報、県公報及び新聞雑誌類の整理保管に関すること。

(職員の種類)

第四条 事務局に置く職員の種類は、事務局長及び書記とする。

(職制)

- 第五条 事務局、課等及び課の内部組織に、それぞれその長を置く。
- 2 事務局長の職務を補佐させ、又は重要な局務に従事させるため、必要があると認めるときは、事務局に次長又は参事を置くことができる。
- 3 課等に、必要に応じ次に掲げる職を置くことができる。
 - 主査・課長補佐・主幹・調査員・主任・現業主幹・車庫主任・主事・衛視長・衛視士
 - 自動車整備士・運転士

(職務)

第六条 事務局長は、議長の命を受け、局務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 次長は、事務局長を助け、局務に従事し、局長に事故がある場合は、その職務を代行する。

3 課長は、上司の命を受け、課務を掌理する。

4 参事は、上司の命を受け、重要な局務に従事する。

5 主査は、上司の命を受け、重要な課務又は室務を掌理する。

6 課長補佐は、課長を助け、課務に従事し、課長に事故がある場合は、その職務を代行する。

7 室長は、上司の命を受け、室務を処理する。

8 主幹は、上司の命を受け、特定の課務に従事する。

9 係長は、上司の命を受け、係事務を処理する。

10 調査員は、上司の命を受け、調査事務に従事する。

11 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(雑則)

第七条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県議会告示第二号

鳥取県議会議員記章規程（昭和三十八年三月鳥取県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

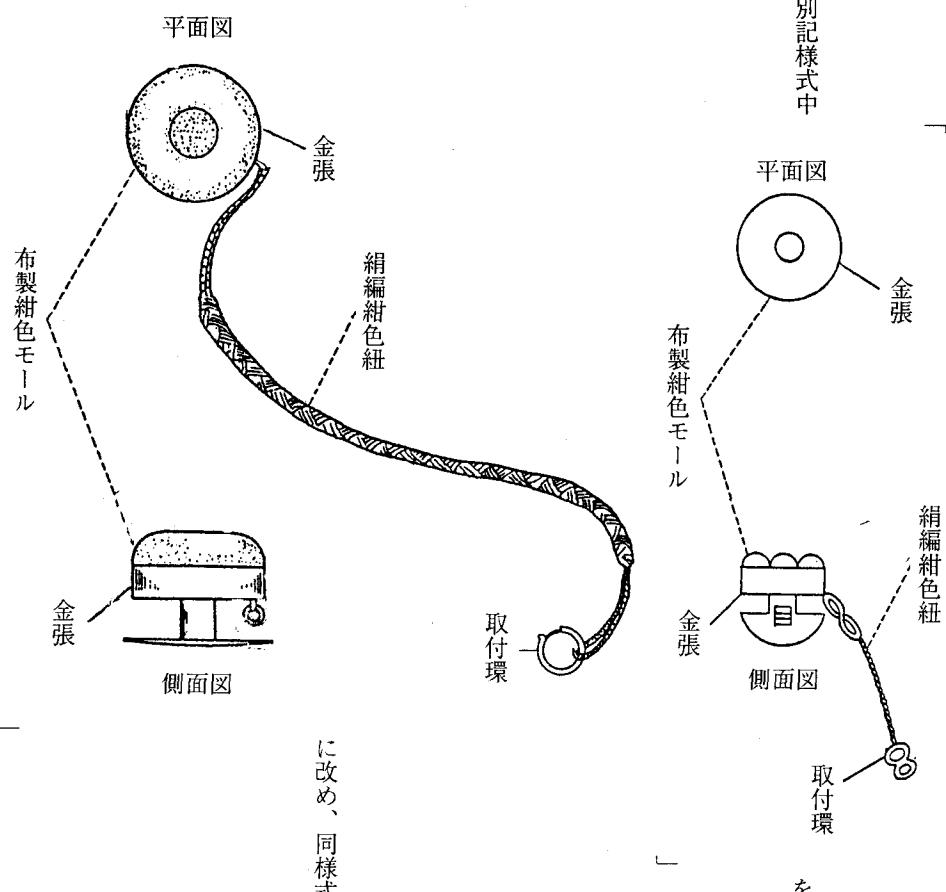
平成七年二月二十八日

鳥取県議会議長 長谷川 和夫

の1を次のように改める。

1 本体は、直徑一八ミリメートル、桟高四・四ミリメートルとする。

別記様式の2中「紺色とする」を「紺色とし、上部中央に菊花の芯を配する」に改め、同様式の3中「七ミリメートル」を「七・五ミリメートル」に、「一八ミリメートル」を「一九ミリメートル」に改める。



附 則

この告示は、平成七年四月三十日から施行する。

鳥取県議会告示第三号
鳥取県議会事務局処務規程（昭和三十八年四月鳥取県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成七年三月二十八日

鳥取県議会議長 長谷川 和夫

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この規程は、鳥取県議会事務局の処務に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

第二条及び第三条を削り、第四条第一号中「職員の職務に専念する義務免除（職務に専念する義務の特例に関する規則第一号、第七号（六日以内の欠勤を除く。第十二号、第十九号及び第二十二号の事由に該当する場合を除く。）」を「職員に対する休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年十一月鳥取県条例第三十五号）第十四条第一項に規定する年次有給休暇並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号）第十六条の表第八号及び第九号に該当する場合における休暇を除く。）の承認」に改め、同条に次の三号を加える。

九 職員の事務分担の決定

十 職員の研修に関すること。

十一 図書室の運営に関すること。
第四条を第一条とし、第五条を第三条とし、第六条を第四条とし、第七条の表を次のように改める。

別表中

事務局長印	
鳥 取 県 議 會 事 務 局 長	印
ト ル 平 方	二 三 ミ リ メ ー
〔 〕 を	

第七条を第五条とし、以下二条ずつ繰り上げる。

課 長	局 長		議 長		正 當 決 裁 者	代 決 順 序
	次 長	次 長 が 置 か れ て い る 場 合	副 議 長	局 長		
佐 （課 長 補 佐 を 置 か な い 課 に あ つ て は 主 幹）	その 課 長 補 佐 を 置 か な い 課 に あ つ て は 主 幹）	次 長 が 置 か れ て い な い 場 合	次 長 が 置 か れ て い な い 場 合	主 務 課 長	主 務 課 長	第 一 次
主 務 課 長	主 務 課 長	予 め 局 長 が 指 定 し た 順 序 に よ り	他 の 課 長	主 務 課 長	主 務 課 長	第 二 次
職 員	課 の 上 席 の 事 務			主 務 課 長	主 務 課 長	第 三 次
					主 務 課 長	第 四 次

る。

附 則

この告示は、平成七年四月一日から施行する。

課長印	事務局長印
鳥取県議会事務局課長印	鳥取県議会事務局長印
トル平方	二〇ミリメー
	トル平方 二三ミリメー

に改め